

様式第2号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	小谷城戦国歴史資料館
---------	------------

申請者	所在地	長浜市小谷郡上町139
	団体名	小谷城址保勝会
	代表者氏名	会長 中川隆司

指定管理料提案額	令和4年度：5,782,000円
	令和5年度：5,782,000円
	令和6年度：5,782,000円
	令和7年度：5,782,000円
	令和8年度：5,782,000円

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地条件を生かした展示、登城者へのガイダンスを行う。</li> <li>郷土の文化財を守り伝える役割を果たす。</li> </ul>
(2) 指定管理者を希望する理由・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>小谷城址保勝会の活動目的が、「小谷城跡の保存と活用」「郷土の発展に資する」ことであるため。</li> <li>約600戸の会員の手で城跡の清掃整備を年2回以上行っている。</li> <li>清掃整備以外に案内看板設置を行ってきた。</li> <li>平成22年1月から今日まで継続して指定管理者として運営を行ってきた実績。</li> </ul>
(3) 施設の課題とその対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>館内の狭さ。           <ul style="list-style-type: none"> <li>→換気やソーシャルディスタンスの徹底。</li> <li>→廊下など空きスペースについて工夫して情報提供を行う。</li> <li>→近隣の施設を借り研修、会議などを行う。</li> </ul> </li> </ul>

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制	事業計画書のとおり
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>本会理事監事が運営委員となり小谷城跡を含めた審議助言を行う。</li> <li>友の会により館内・登山ガイド、各種事業を行う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本館職員、運営委員・友の会員らが活動の中で知識・情報・経験を共有することにより意識を高める。</li> <li>・歴史遺産課・長浜城歴史博物館に指導を仰ぎ、アドバイスを求めることで、より良い館の運営を目指す。</li> <li>・近隣高校との情報を共有し生徒目線での発信を促す。</li> </ul>
--	--

### 3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特色を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史遺産課や長浜城歴史博物館の協力・指導のもと、年間4回展示替えを行うことを目標とする。</li> <li>・小谷城や浅井氏に関連する講演会・探訪会等を企画する。</li> <li>・友の会と協力し、事業の充実を図る。</li> <li>・全国山城サミットの誘致による地域活性を期待する。</li> </ul>
(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小谷城址保勝会の活動として、従来会員（自治会・関連団体）により城跡は年2回、施設周辺は本会役員らにより定期的な除草作業を行っている。</li> <li>・随時、友の会員による館内・登山等ガイドの予約を受け付ける。（コロナ禍により詳細は変更有。）</li> <li>・市内各施設と交流し、情報を共有するなかでニーズ把握に努める。</li> </ul>
(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページを中心に、速やかな情報提供を心がける。</li> <li>・本会関連団体である「小谷城甲冑武者の会」や「小谷城和りんごを復活する会」の窓口となることで、地域の発展に努めている。</li> <li>・友の会員らと連携・協力し、魅力的な事業を企画する。</li> <li>・御城印や武将印等のオリジナルグッズを作成し、来館のきっかけとしてもらう。</li> </ul>

### 4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページにメールフォームを設けている。</li> <li>・年4回集計をめどに来館者アンケートを行う。</li> </ul>
(2) 利用者等からの苦情等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容を十分把握し、誠意をもって対応する。</li> <li>・場合によっては、歴史遺産課や長浜城歴史博物館等に指導を仰ぐ。</li> </ul>
(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域イベントに協賛・協力し、地元に密着した資料館を目指す。</li> <li>・関係団体・周辺施設等と連携し情報を共有する。</li> </ul>

## 5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室の節電を行う。</li> <li>・事務用品などでごみを減らす努力をする。</li> <li>・職員・本会会員、友の会員による施設周辺の除草作業を行う。</li> </ul>
(2) 利用料金の設定及び設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の条例による。</li> </ul>
(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示ケース・収蔵庫内の適切な温湿度管理を行う。</li> <li>・登山者への案内・安全サポートを行う。</li> <li>・普段から非常時の連絡体制・対応策を確認する。</li> <li>・館内、敷地内の日常的な清掃。</li> <li>・展示備品、館内備品等のチェック。</li> <li>・施設周辺の景観整備や安全点検。</li> <li>・防犯・防火に関して、通報連絡と避難誘導、安全確保等。</li> </ul>

## 6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報を保護するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長浜市個人情報保護条例及び同関係規則に基づき管理を行う。</li> <li>・パソコンの館外持ち出し禁止とセキュリティ対策の徹底。</li> <li>・施錠できる場所に書類等を保管する。</li> </ul>
(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源地が近いため除草剤を使用せず、手作業による除草を実施。</li> <li>・事務関連用品はなるべく再利用できるものを利用する。</li> <li>・事務室の節電。</li> </ul>
(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対し的確な誘導・指示が行えるように備える。</li> <li>・警備保障会社と契約し（総合警備保障㈱）、防犯対策を行う。</li> <li>・緊急連絡先を常時確認し、迅速な対応が取れるよう備える。</li> </ul>
(4) 同様・類似の業務の実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>

## 7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会の設立理念と会則に基づき活動を行う。</li> <li>・より多くの方々に郷土の歴史と文化財を知っていただけるような事業を展開する。</li> <li>・郷土の自然を大切に守り伝えていく拠点としても位置付ける。</li> <li>・市が計画しているミュージアム構想の早期実現の為にも、行政・地元が一体となった事業やPRが必要と考える。</li> </ul>
---	--

※提案の概要は、次頁からの事業計画書に基づきA4版片面4枚以内で作成してください。

## 事業計画書

### 1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

- ・「浅井三代と小谷城」をメインテーマとして、「小谷城跡」という立地条件を生かした展示、また登城者への案内サポート等のガイダンス機能を持った事業を開発します。
- ・市民に郷土への愛着を深め、より広く享受してもらえる活動を行い、貴重な文化財を次世代へと伝えていく役割を果たします。

(2) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

小谷城戦国歴史資料館は、平成19年に地域再生法により児童館から歴史資料館へと生まれ変わりました。史跡小谷城の麓、清水谷地区という「本物」の場所において、これまで受け継がれてきた貴重な資料や、発掘調査によって出土した遺物、成果を展示・保管する場所を得ることができました。

また、小谷城址保勝会は、設立から97年目を迎え、春と秋の年2回清掃奉仕を行い、会員の手で現在まで史跡の保存に努めてきました。

この本会が平成22年1月より指定管理を受けることにより、本施設と小谷城跡を一括的なものとして位置づけ、魅力ある小谷城として全国発信に努めることができますようになりました。

特にこの10年はTVの歴史番組や書籍等のメディアで取り上げられる機会が一気に増え、全国から多くの人達が小谷城跡や資料館を訪れるきっかけとなりました。最も影響の大きかった平成23年の大河ドラマから年数を経た今でも、平均して多くの入館者（近年5年間で約16,000～17,000名／年）があります。

昨年からのコロナ禍においては、例にもれず入館者は減少傾向にあるところです。しかし、自然豊かな小谷城跡へは歴史愛好家や登山愛好家など様々な目的を持った来城者があることから、未だ不安な状況下ではありますが、今後も資料館へは館の規模に沿った来館者が見込めるのではないか推察します。

小谷城戦国歴史資料館においては、「ただ単に資料館のみの体制でなく、小谷城跡と一体となることがその魅力を發揮できるものである」と考える中で、城跡内の案内看板を増設し、登城するのにわかりやすいことこそが重要になると想っています。

このように今までの成果と経験を生かし、一層の魅力ある小谷城として発展させるため、引き続き指定管理を希望します。

(3) 施設の課題とその対応について提示してください。

- ・展示室や事務室など館内全体が狭いことです。研修や会議を行うスペースもないため、別の施設を借用しないと研修会なども企画できません。
- ・特にコロナ禍において、館内で密にならないよう配慮しています。また換気にも十分に注意しています。
- ・狭い施設内ではありますが、廊下など空スペースについてはできる限り情報が提供できるように色々な資料を展示するよう心がけています。
- ・本会および資料館、友の会等で行う研修や会議は、人数によって「浅井三代の里」や「雲雀山交流会館（伊部公会堂）」を借用しています。
- ・屋外においても小谷城へ訪れた実感を持てるようなパフォーマンスを行うことにしています。

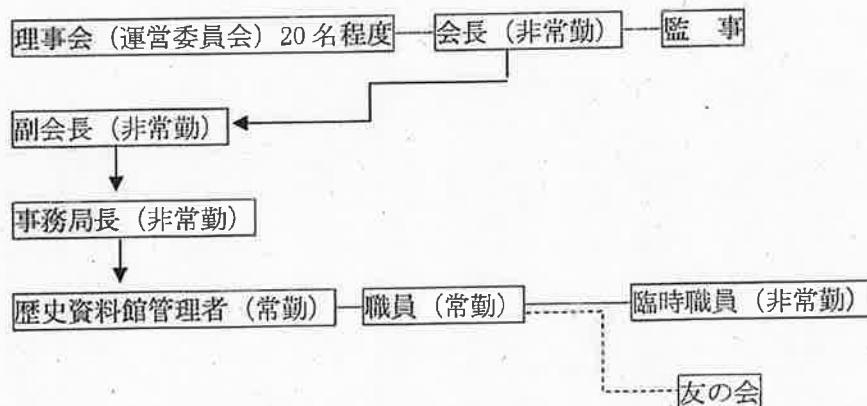
欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制を提示してください。

別紙 1 参照（組織体制）

- ・小谷城址保勝会（下線が資料館運営委員）  
会長（1名）、副会長（1名）、事務局長（1名）、  
理事（若干名）、評議員（若干名）、監事（2名）



(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画を提示してください。

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
館長	施設の管理運営・経理		正規	通常勤務 8:30-17:15
事務員	受付事務	学芸員	正規	通常勤務 8:30-17:15
事務員	受付事務	(職員休暇時等補充)	非正規	通常勤務 8:30-17:15
事務員	受付事務	(職員休暇時等補充)	非正規	通常勤務 8:30-17:15

別紙 3 参照（勤務ローテーション例）

(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

- ・施設の適正な運営を図り、また小谷城跡を含めた審議・助言を行っていくため、本会理事及び監事全員が運営委員となっています。
- ・友の会員有志に館内・登山ガイドをお願いしています（土日祝日ほか、随時予約）。
- ・本会・資料館主催の自主事業や、各自が活動を行う中で、本館職員はもちろん、サポートしていただく方々と知識・情報を共有し「私たちのふるさとの文化財」という思いをもって運営していきたいと考えています。
- ・歴史遺産課・長浜城歴史博物館に指導を仰ぎ、アドバイスを求める中で、お客様のニーズに応えられるような展示や企画ができるよう努めます。
- ・他館で行われる展示・催事を見学し参考にするなどして、よりよい館の運営を目指します。
- ・近隣の高校との情報の共有と、生徒目線での情報発信を促すことへの働きかけをしていきます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

### 3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

- (1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特色を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標を提示してください。
- ・発掘や整備計画、ミュージアム構想が進み、さらに関心の高まる小谷城跡遺物について、歴史遺産課や長浜城歴史博物館の協力・指導を得ながら年間4回展示替えを行うことを目標とします。
  - ・小谷城や浅井氏に関連する講演会・探訪会等を企画します。館内の展示と城跡とを併せて見ていただくことで、より理解を深めていただけると考えます。

- ・友の会と資料館との協力・連携を深め、事業の充実・サポート体制を強化します。
- ・長浜市では小谷城跡のいろいろな遺構について調査が進んでいます。その中で城跡内には多くの石垣が残されていることから、調査をもとに現地見学ができるよう友の会を中心に樹木等の撤去（史跡の許可範囲内で）を行い、来城者の増員を図ります。
- ・全国山城サミットに参加することで、誘致による地域活性の活路に期待をします。令和元年度末で、全国山城サミットに加盟している団体が 102、159 城に及んでいます。小谷城も旧湖北町として平成 10 年にサミット開催地となった経緯がありますが、改めて長浜市として参加するとともに、開催地として立候補し、サミットを主催することで先人が作った大切な遺産の継承と、次世代の若者子どもたちにこれらの文化財を知る機会を作ることが大切であると考えます。

(令和 4 年 (2022) 度) 年間入館者…16,600 名

- ・年 4 回程度の展示替え。
- ・年 2 回以上の自主事業の実施。
- ・個人向けの館内・館外ガイドを行うことで、ソーシャルディスタンスや「密」に配慮したコロナ禍なりの案内・サービスに努めます。
- ・浅井長政没後 450 回忌にあたる当年度については、徳勝寺と共にによる事業の展開を図ります。
- ・浅井朝倉同盟 30 周年となる記念の年であるため、両氏共有の事業も行います。

(令和 5 年 (2023) 度) 年間入館者…17,100 名

- ・年 4 回程度の展示替え。
- ・年 2 回以上の自主事業の実施。
- ・長浜市がまとめられたミュージアム構想で“新ミュージアム”開館の年となっていることから、本会や友の会、地元関連団体と協力して地元の盛り上がりを見せられるよう励みます。また市が行われるような関連事業があれば積極的に参加します。
- ・小谷城落城 450 年の節目の年となるので、長浜市を中心として事業等に協力するとともに地域としての発信を行っていきたいと思います。

(令和 6 年 (2024) 度) 年間入館者…17,600 名

- ・年 2 回以上の自主事業の実施。
- ・令和 6 年に本会の設立 100 周年を迎えることから、地元を中心とした啓蒙に努めます。中でも友の会の活動の一つとして取り組んでいる「小谷城こどもガイド隊」では、地域の小学校等と連携・協力し、資料館・小谷城跡を学習の場として活用してもらうことを目標とします。

(令和7年(2025)度) 年間入館者…18,100名

- ・年2回以上の自主事業の実施。
- ・登山者への案内サポートやガイダンスなどを行い、来城者が安心して城跡を訪れられるよう努めます。案内パンフレットや看板などを十分に確保します。
- ・地域の核となり、郷土の文化財としての小谷城跡の保全・顕彰活動を支えていけるよう資料館運営に努めます。

(令和8年(2026)度) 年間入館者…18,600名

- ・年2回以上の自主事業の実施。
- ・来館者や来城者に対して、本会の主旨である保全・顕彰活動をPRするとともに、環境整備に対しての協力を求め、城跡と資料館が一体となった活動を目標とします。
- ・長浜市がまとめられた「史跡 小谷城跡保存計画書」に基づいて整備される活動に積極的に協力し、全国に小谷城を発信できるように努めます。

#### 【達成目標】

年度	利用者数	積算根拠
令和4年度	16,600名	令和元年度の入館者数が18,613名と「戦国大河ふるさと博」以降最高値となっていることを踏まえ、5年後にはそれを目標とします。 また現行では16,300名程度となっていることから、基準年度の令和4年度を16,600名と定めて毎年500名増を目指すものです。
令和5年度	17,100名	
令和6年度	17,600名	
令和7年度	18,100名	
令和8年度	18,600名	

#### (2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください

- ・小谷城址保勝会は旧湖北町小谷学区および須賀谷町・尊勝寺町の各戸を会員としています。春・秋と年2回の小谷城跡清掃奉仕作業には会員自治会・関係団体の約300人が参加し、加えて施設周辺においては本会役員らにより定期的な除草作業を行っています。
- ・隨時、友の会員による館内・登山等ガイドの予約を受け付けています。単に見学するだけでなく、地元の生の声でおもてなしをすることで、利用者に好評です。
- ・市内各地域資料館と協力することで、来館者に長浜市の広域的な文化財に興味を持ついただけると思います。また各施設と積極的に交流し情報を共有するなかでニーズ把握に努めます。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

- ・ホームページを中心に、速やかな情報提供を心がけています。
- ・本会関連団体である「小谷城甲冑武者の会」や「小谷城和りんごを復活する会」の窓口となることで、(社)朝倉氏遺跡保存協会をはじめとする交流、食文化による町おこしの拠点として地域の発展に努めています。
- ・友の会員らと連携・協力し、積極的に事業を企画する中で資料館の発展に努めます。
- ・日本100名城のスタンプラリー目的の方が数多く来館されます。御城印や武将印、御城印帳などの「ここでしか買えない」オリジナルグッズを販売しているので、スタンプだけ押して入館せず帰ってしまわれるような方にも目を留めていただききっかけになっています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

#### 4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

- ・ホームページにメールフォームを設けて、利用者の感想や意見に常に耳を傾け、質問に対する回答、交通・関連施設への案内等を行います。
- ・年4回の集計をめどに来館者アンケートを行います。性別・年代・住まいの地域・交通手段・ほかに訪れた場所等の様々な設問から来館者の傾向を知り、また感想や意見を聞くことで館の運営・サービス向上の参考とします。

(2) 利用者等からの苦情等に対する対応について提示してください。

- ・誠意を持って対応し、内容を十分把握するとともに早期解決に向けて努力します。
- ・歴史遺産課及び長浜城歴史博物館、周辺施設に指導・協力を仰ぎ、また地域との連携を深める中でより良い施設づくりを目指します。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

- ・「小谷城戦国まつり」をはじめとした地域イベント（令和2、3年はコロナ禍により中止）に協賛・協力することで、地元に密着した資料館・地域の活動拠点を目指します。また各関連施設との連携を密にして情報提供・文化交流の窓口となるよう努力します。
- ・歴史的文化財だけでなく、小谷山の自然についても守り伝えていくという意識を持ち、関係団体・施設等と連携し情報を共有します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について提示してください。

- ・事務室の節電を行います。
- ・玄関扉の開閉により館全体の保冷温対策を行います。
- ・事務関連用品は再利用できるものを採用し、できる限りごみが減るよう配慮します。
- ・職員・本会会員、友の会員による施設周辺の除草作業を行います。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

区分	単位	料金	利用料金(案)
		個人	団体
入館料	一般	300 円	250 円
	児童・生徒	150 円	130 円

(利用料金の設定根拠) 市の条例による。

(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について提示してください。

- ・施設設備の適正管理を行い、利用者からの満足度を高く維持するよう努めます。
- ・展示ケース・収蔵庫内の適切な温湿度管理を行います。
- ・登山者への案内・安全サポートを行い、怪我等のトラブルを未然に防止します。
- ・災害・事故等に迅速に対応できるよう、普段から連絡体制・対応策を確認します。

### 主な項目について

#### 毎日・定期的に行う管理

- ・館内、場内の清掃（玄関、展示室、トイレ等／ゴミ・落ち葉拾い、除草他）
- ・展示備品、館内備品等のチェック

#### 随時行う管理

- ・幟旗の管理、ベンチの点検、プランターの水やり、植え替え

#### 防犯・防火

- ・火災発生時は火元の確認を行い、消防署に速やかに通報するとともに、来館者の避難誘導を行います。また近隣会員に応援を依頼します。
- ・防犯について有事の場合、開館時は速やかに警察署に通報し、来館者の安全を確保します。閉館時は警備保障会社と連携をとり対処します。

#### その他

別紙4 参照（管理運営マニュアル）

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報を保護するための取組を提示してください。

- ・長浜市個人情報保護条例及び同関係規則に基づき管理を行います。
- ・パソコンについては本会が管理している物のみを使用し、施設外への持ち出しを禁じています。またデータ保存については第三者がアクセスできないようにしています。
- ・ファイル等は施錠ができるところに保管し、適正な管理に努めています。

(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組を提示してください。

- ・水源地が近いため、施設周辺及び駐車場は除草剤を使用せず、手作業による除草を実施しています。
- ・事務関連用品は再利用できるものを利用し、できる限りごみが減るよう配慮します。
- ・事務室の節電をします。
- ・館内の主な照明設備はLED電球を使用しています。順次、展示ケース内照明のLED化も検討します。

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制について提示してください。

- ・常勤職員が施設に常駐し、利用者に対し的確な誘導・指示が行えるように備えます。
- ・警備保障会社と契約し（総合警備保障㈱）、防犯対策をしています。
- ・緊急連絡先を常時確認し、迅速な対応が取れるよう備えます。



(4) 同様・類似の業務の実績等があれば、記入してください。

特になし

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。(例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など)

- ・小谷城址保勝会の設立理念と会則に基づき、「小谷城跡を保存し且つその活用を図り、以て郷土の発展に資すること」を目的とした活動を行っていきます。
- ・恒久的にこの文化財を大切に守り続けていくため、資料館を「様々な情報を発信する拠点」として位置づけ、より多くの方々に歴史と文化財を知っていただけるような事業を展開します。
- ・歴史文化はもちろん、小谷山は「自然の宝庫」とも呼ばれていることから、浅井氏の時代だけでなく、祖父母両親らに聞く時代と比較しながら、郷土の自然を大切に守り伝えていくべく、情報を発信する拠点でありたいと考えています。
- ・合併に伴い、本会が管理者となってから 10 年以上の月日が経ちました。当初に大河ドラマが放映されたこともあり、初期から大きな注目を受けて多くの入館者がありました。放映後大きく落ち込むと予想していた入館者数は、博覧会時のように爆発的ではないにしろ期待以上の数字を保ち続けています。  
これは、コンスタントにメディア等に取り上げられる機会があることがもちろん大きいですが、それを好機として少人数からの館内・登山ガイドを地道に続けてきたこと、安全に城跡を訪れていただけるように日々の保全活動をたゆみなく続けてきたことが結果につながったのだと感じています。  
ですので、今後とも一時的なものでなく、会の理念である「小谷城」「浅井三代」を顕彰する活動、史跡を継続して守り伝え続けていけるような資料館運営を目指します。
- ・利用者・今後の PR にとって、小谷城跡と資料館は文化財の拠点であり観光の拠点であるべきと考えます。市が計画されているミュージアム構想の進展と実現後も、行政・地元が一体となって、今後の資料館と新ミュージアム、そして小谷城跡のあり方を摸索していくことが最優先課題であることを提案させていただきます。
- ・観光行政にかかるバス等の廃止が進む中で、今後において小谷城跡および新ミュージアムを中心に近隣関係施設への周遊バス等を運行することにより、当業従事者やガイド協力者の歴史への思いや地域の活性につながることを期待します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

様式第3号

收支計画書（総括表）【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

1 収入

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
指定管理料	5,782	5,782	5,782	5,782	5,782	28,910
利用料金収入	4,150	4,275	4,400	4,525	4,650	22,000
その他の収入	-	-	-	-	-	-
小計（指定管理業務）	9,932	10,057	10,182	10,307	10,432	50,910
自主事業収入	50	50	50	50	50	250
・・・						
合計	9,982	10,107	10,232	10,357	10,482	51,160

2 支出

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
人件費	7,013	7,013	7,013	7,013	7,013	35,065
維持管理費	1,110	1,140	1,140	1,140	1,220	5,750
修繕費	100	100	100	100	100	500
その他の支出	1,709	1,804	1,929	2,054	2,099	9,595
小計（指定管理業務）	9,932	10,057	10,182	10,307	10,432	50,910
自主事業費	50	50	50	50	50	250
・・・						
合計	9,982	10,107	10,232	10,357	10,482	51,160

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）	
-----	---------------------------	--

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	5,782	
利用料金収入	4,150	16,600人×@250円/人
その他		
	計	
小計（指定管理業務）	9,932	
自主事業収入	50	
合計	9,982	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	7,013	
維持管理費	光熱水費	426
	清掃費	168
	警備費	320
	維持費	176
	保険料	20
	計	1,110
修繕費	100	
その他	報償費	360
	旅費	154
	食糧費	30
	消耗品費	347
	印刷製本費	332
	役務費	84
	使用料等貸借料	402
小計（指定管理業務）	9,932	
自主事業費	50	
合計	9,982	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
-----	---------------------------

1 収入		(単位：千円)
科目	金額	積算根拠等
指定管理料	5,782	
利用料金収入	4,275	17,100人×@250円/人
その他	・・・	
	・・・	
	計	
小計（指定管理業務）	10,057	
自主事業収入	50	
合計	11,107	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	7,013	
維持管理費	光熱水費	426
	清掃費	168
	警備費	320
	維持費	206
	保険料	20
	計	1,140
修繕費	100	
その他	報償費	360
	旅費	154
	食糧費	30
	消耗品費	347
	印刷製本費	332
	役務費	84
	使用料等貸借料	397
	委託料	100
計	1,804	
小計（指定管理業務）	10,057	
自主事業費	50	
合計	10,107	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書(年度別内訳表)

年 度	令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)	
-----	---------------------------	--

1 収入 (単位:千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	5,782	
利用料金収入	4,400	17,600人×@250円/人
その他	・・・	
	・・・	
	計	
小計(指定管理業務)	10,182	
自主事業収入	50	
合計	10,232	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	7,013	
維持管理費	光熱水費	426
	清掃費	168
	警備費	320
	維持費	206
	保険料	20
	計	1,140
修繕費	100	
その他	報償費	360
	旅費	154
	食糧費	30
	消耗品費	472
	印刷製本費	332
	役務費	84
	使用料等貸借料	397
	委託料	100
計	1,929	
小計(指定管理業務)	10,182	
自主事業費	50	
合計	10,232	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
-----	---------------------------

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	5,782	
利用料金収入	4,525	18,100人×@250円/人
その他	・・・	
	・・・	
	計	
小計（指定管理業務）	10,307	
自主事業収入	50	
合計	10,357	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	7,013	
維持管理費	光熱水費	426
	清掃費	168
	警備費	320
	維持費	206
	保険料	20
	計	1,140
修繕費	100	
その他	報償費	485
	旅費	154
	食糧費	30
	消耗品費	347
	印刷製本費	408
	役務費	84
	使用料等貸借料	446
	委託料	100
計	2,054	
小計（指定管理業務）	10,307	
自主事業費	50	
合計	10,357	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
-----	---------------------------

1 収入 (単位：千円)

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	5,782	
利用料金収入	4,650	18,600人×@250円/人
その他	・・・	
計		
小計（指定管理業務）	10,432	
自主事業収入	50	
合計	10,482	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	7,013	
維持管理費	426	
光熱水費	168	
警備費	320	
維持費	286	
保険料	20	
計	1,220	
修繕費	100	
その他	480	
報償費	154	
旅費	30	
食糧費	347	
消耗品費	408	
印刷製本費	84	
役務費	446	
使用料等貸借料	150	
委託料	2,099	
計		
小計（指定管理業務）	10,432	
自主事業費	50	
合計	10,482	

注 事業年度ごとに記入してください。